

静岡県警察の警察官及び交通巡視員の被服支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月22日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県条例第32号

静岡県警察の警察官及び交通巡視員の被服支給等に関する条例の一部を改正する条例

静岡県警察の警察官及び交通巡視員の被服支給等に関する条例（昭和29年静岡県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（支給品の品目、員数及び使用期間） 第2条 （略） 2 （略） 3 警察官等に任命後初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服、冬活動服、合活動服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。 4 （略）	（支給品の品目、員数及び使用期間） 第2条 （略） 2 （略） 3 警察官等に任命後初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服、冬活動服、合活動服及び夏服ズボンについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。 4 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。